

防衛装備移転三原則

防衛装備移転三原則について — 経済産業省による説明会

CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局

はじめに

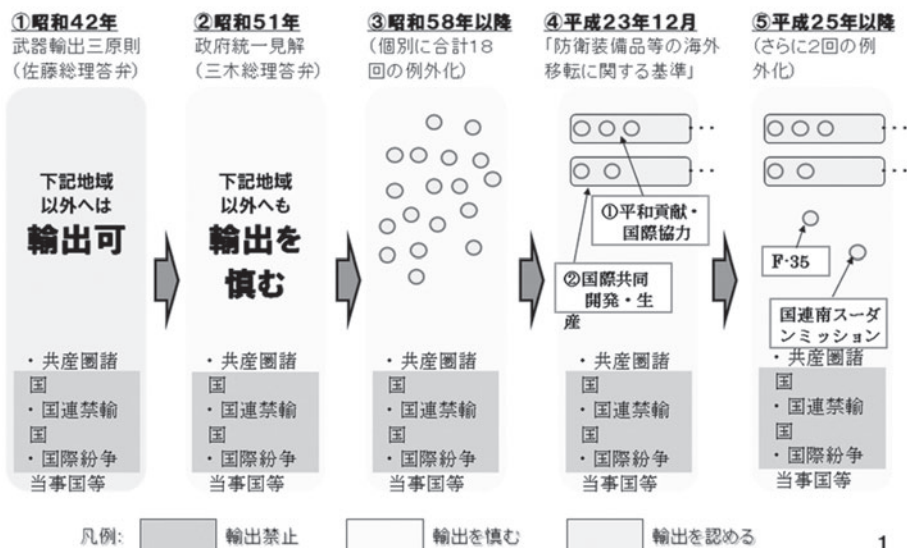
CISTECは、平成26年7月18日に経済産業省安全保障貿易管理課から担当官をお迎えし、防衛装備移転三原則の説明会を開催した。

ご承知のとおり、防衛装備移転三原則は、従来の武器輸出三原則等に代わるものとして、今年4月1日に国家安全保障会議及び閣議決定され、その運用指針も同日国家安全保障会議で決定された。また、7月17日には、防衛装備移転三原則の初めての適用事例も公表され、これらも含めての説明がなされた。約150名が聴講し、質疑応答もなされた。

本稿では、この説明会の内容のエッセンスをまとめている。(文責：CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局(調査研究部：千葉))

I. 防衛装備移転三原則について

1. 防衛装備の移転管理の変遷



防衛装備といわれるものの輸出がどのように管理されてきたのかという変遷をたどってみたい。

従来防衛装備の輸出管理に関して、原則を打ち出したのは、昭和42年(1967年)佐藤栄作内閣の国会答弁によってである。その国会答弁では、共産圏諸国、国連禁輸国、国際紛争当事国等には武器の輸出を認めないという原則を明確にした(言い換えれば、それ以外の地域については武器の輸出を認める、ということである)。これが武器輸出三原則と言われるものである。

その後昭和51年（1976年）に三木武夫内閣で、三原則対象地域以外への武器輸出も慎む（「三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。」）という原則を打ち出し、実質的に全地域向けに武器輸出は禁止ということになった。この佐藤内閣、三木内閣の原則を総称して、「武器輸出三原則等」と言われる。

それが昭和58年（1983年）以降は、いろいろ不都合が生じてきて、武器輸出三原則等によらない、つまり「慎む」の例外化措置を個別に18回とってきて、防衛装備の輸出を認めてきた。

平成23年（2011年）12月、当時の民主党政権下で「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話を発表し、i) 平和貢献・国際協力案件、ii) 我が国と安全保障面での協力関係がある国との我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産案件については、包括的に例外措置を講じることとし、武器輸出三原則等によらないことにする方針を発表した。

しかし、この包括的例外化措置にも当てはまらないケースとして、平成25年（2013年）以降、2回の例外化措置を講じた。ひとつは、F-35の製造等に係る国内企業の参画であり、もうひとつは国際連合南スーダン共和国ミッションへの小銃弾の提供である。

2. 新原則策定に当たって認識されていた課題

- 官房長官談話等により21件の例外化が行われており、全体が複雑化。例外化の在り方についても、包括的に整理されていなかった。
- 新規の案件について、官房長官談話等による例外化がなされるか否かが不透明であり、予測可能性に欠けていた。
- そもそも「地域」だけで輸出禁止を整理することは妥当なのか。「共産圏諸国」という考え方も昭和42年当時から変わっていないため、改めるべきではないか。
- 緊急性や人道性の高いような場合には、政府間の国際約束の締結の手続きによらず機動的に対応するべきではないか。
- 部品等をライセンス元に納入するような場合には、我が国側からそのライセンス元に対して、目的外使用、第三国移転についての事前同意を求めることは困難ではないか。

昭和58年からこれまで、21件の例外化措置を講じてきたが、では何故今回見直しをしたのか。今年4月に新三原則を策定するにあたって、当時認識していた課題は上述のとおりである。

上の二つは若干総論的なものであるが、例外化措置を重ねてきていて、全体が複雑化していたし、その都度必要性に応じて例外化措置をとってきたので、体系的な整理ができていないということである。ということは、産業界から見ると、例外化措置がとられるのか否かの予測可能性がないということにつながってくる。

また、そもそも論として、たとえば「地域」だけで輸出禁止を判断することが妥当なのか。昭和42年から変わっていないので、共産圏諸国という表現も残っている。

四つ目については、これは南スーダンのケースで実感したが、緊急性が高いといったときに、平成23年の官房長官談話では、国際約束で第三国移転及び目的外使用の我が国への事前同意を義務付けるものであったため、そのようなことをしている時間的余裕があるのか、ということである。

五つ目は、国際共同開発等に参加して、たとえばライセンスを受けて、それを納入するケースなのに、ライセンス元に日本に対する事前同意を求めるのは、実務上全くworkableではない。

こうした実務上の課題なりを認識していたというのが当時の背景である。

3. これまで移転した防衛装備の具体例①

官房長官談話/関係省庁了解	具体例
<ul style="list-style-type: none"> ○国際連合平和維持活動等(平成3年) ○国際緊急援助隊派遣(平成3年) ○テロ対策特別措置法(平成13年) ○イラク人道復興支援特別措置法(平成15年) ○防衛装備品等の海外移転に関する基準(平成23年) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>油圧ショベル</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>中型ドーザー</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>バケットローダ 等</p>  </div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○対人地雷除去活動支援(平成9年) 	<div style="text-align: center;"> <p>地雷探知器</p>  </div>

3. これまで移転した防衛装備の具体例②

官房長官談話/関係省庁了解	具体例
<ul style="list-style-type: none"> ○中国遺棄化学兵器処理事業(平成12年) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>特殊防護マスク・化学防護衣</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>化学剤検知器</p>  </div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○OODAによるインドネシア支援(平成18年) ○海賊対処法(平成21年) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>巡視艇</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>暗視装置</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>防弾チョップ</p>  </div> </div>

4

これが、今まで例外化措置を講じてきた防衛装備の事例である。後述するが、今回武器輸出三原則等と言わずに防衛装備移転三原則と言い換えた理由のひとつであるが、いわゆる「武器」といったときに多くの人が想定するのは、「人を殺傷し得るもの」ということであると思う。しかし、日本政府がこれまで例外化措置を講じてきたものは、およそこういったものとは違うものであり、より実態に合わせるといふ観点から、「防衛装備」と言い換えた形になっている。

4. 防衛装備移転三原則(平成26年4月1日閣議決定)

<p>原則1: 移転を禁止する場合の明確化</p> <p>①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合 (化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約等)</p> <p>②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合 (安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)</p> <p>③紛争当事国への移転となる場合 (紛争当事国: 武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)</p>	<p>原則2: 移転を認め得る場合の限定、厳格審査及び情報公開</p> <p>①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合</p> <p>②我が国の安全保障に資する場合 (国際共同開発・生産の実施に関するもの、安全保障・防衛協力の強化に資するもの、自衛隊の活動・邦人保護に不可欠な輸出)</p> <p>※仕向先等の適切性、防衛装備の機微性等を厳格に審査。 ※防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議に報告・公表。 ※国家安全保障会議が定める防衛装備の海外移転に関すると</p> <p>原則3: 目的外使用・第三国移転について 適正管理が確保される場合に限定</p> <p>原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。 ※一定の場合は、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。</p>
--	--

5

防衛装備移転三原則の具体的説明に移りたい。三原則ということで、一応原則1、2、3という形は維持している。

原則1は、移転が禁止される場合、原則2が逆に移転を認め得る場合、原則3というのが認め得る場合の内数で、移転後の適正管理に関する原則である。おおまかにいえば、原則1の移転が禁止される場合とは①条約で禁止されている場合、②安保理の決議で決まっている場合、③紛争当事国への移転となる場合である。よく、原則1に当てはまらなければ輸出が認められる、原則2に該当すれば認められると勘違いされるが、原則1から3の全て満たさないと移転は認められない、というのが全体的なルールである。

5. 旧原則と新原則の比較

	旧原則(国会答弁、官房長官談話等)	新原則(閣議決定、国家安全保障会議決定)
名称	武器輸出三原則等	防衛装備移転三原則
禁輸対象	三原則(佐藤総理答弁) ① 共産圏諸国向けの場合 ② 国連安保理決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合 ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合	原則1(移転を禁止する場合) ① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合 ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合 ③ 紛争当事国への移転となる場合
移転を認める条件	例外化措置 (これまでの例) ・ 平和貢献・国際協力 ・ 国際共同開発・生産 ・ F-35の製造等への国内企業の参画 ・ 国連南スーダン共和国ミッションに係る物資協力 ・ 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく移転	原則2(移転を認め得る場合) ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合 ② 我が国の安全保障に資する場合 (国際共同開発・生産、安全保障・防衛協力の強化、自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出) 原則3(適正管理が確保される場合)
その他	特段のルールなく、例外化措置がとられる。	例外化は認めない。(原則の改正で対応) 審査体制や手続、審査基準等が明確になる。 年次報告書を作成する。

6

これが新旧三原則の比較である。まず名前が、武器輸出三原則等から防衛装備移転三原則に変わった。「武器」を「防衛装備」と言い換えた理由は先述したとおりだが、「輸出」を「移転」に変えたのは、外為法上「輸出」というといわゆる貨物だけであるため、役務提供も含んだ言い方として「移転」という言葉を使用している。

禁輸対象は、今までは、三原則がそれぞれのものであったが、今回の新原則では原則1がそれに相当する。移転を認め得る場合は、今までは例外化を講じた官房長官談話だったのが、新原則では原則2及び3ということになる。その他は、今回は包括的なルールを作ったので、今後例外化という措置はなくなるだろうと考えている。もしこの新原則で読めないようなケースが出てきた場合は、それは原則を変えて対応していくということになる。

それ以外の変更点としては、審査の体制とか手続きを明確にした点と、年次報告書を経済産業省で作成することになっていることである。

6. 新原則の具体的内容(原則1関係)

①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合

- 我が国が締約国である化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、対人地雷禁止条約、クラスター弾に関する条約、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の改正議定書Ⅱ及び議定書Ⅳにおいて、それぞれの条約の規定に従ってそれぞれの条約が対象とする武器の「移譲」の禁止が規定されており、それらの義務に違反する場合は該当する。
- 武器貿易条約も、発効されれば上記と同様の取り扱いになる予定。

②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合

(安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題)や同第1929号(イランの核問題)等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議 等)

- 現在、国連安保理の決議に基づいて武器等の移転が禁止されている国には、北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、リベリア、コンゴ民主共和国、スーダン、コートジボワール、レバノン、エリトリア、リビア、中央アフリカの12カ国。なお、輸出令別表第3の2に掲げられている国(通常兵器キャッチオール用途確認が必要な国)とは異なる。

【参考】

○北朝鮮のケースでは、安保理決議第1718号(2006年)において、北朝鮮向け、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、それらの予備部品を含む関連物資の禁輸が決定され、その後、安保理決議第1874号(2009年)において、小型武器とその関連物資を除く全ての武器が禁輸の対象に含められた。

○イランのケースでは、安保理決議第1929号(2010年)において、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、それらの予備部品を含む関連物資の禁輸が決定された。

新原則の具体的内容について説明する。

まず、原則1. ①条約その他の国際約束の義務に違反する場合というのは具体的に何かというと、わが国が当然締結している化学兵器禁止条約や、対人地雷禁止条約等の条約である。武器貿易条約もわが国としては批准しているが、未発効であるため、発効されれば①の範疇に入ってくる。

②の国連安保理決議で武器の輸出が禁じられている国というのは、ここに掲げている12の国である。これは、通常兵器キャッチオール規制の用途確認が必要になる輸出令別表第3の2の国とは異なる。

以上がこの原則1であり、全体的には、条約や国連安保理で禁止されているケースについて、締約国であるわが国としてもそれを守るといったことを述べているにすぎない。

6. 新原則の具体的内容(原則2関係)

①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合(積極的な意義がある場合に限り)【指針1(1)】

- 移転先が、①外国政府、②国際連合、③その関連機関、④国連決議に基づいて活動を行う機関、である場合
- なお、「平和貢献・国際協力」とは、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力のことを指す。

②我が国の安全保障に資する場合(積極的な意義がある場合に限り)【指針1(2)】

- 国際共同開発・生産に関するもの
「国際共同開発・生産」:政府間の共同開発、外国政府による共同開発の参画、企業同士の共同生産(外国からのライセンス生産)、部品等を融通し合う国際システムへの参加、実現可能性調査のための試験品や技術情報の提供【指針6(1)】
- 安全保障・防衛協力の強化に資するもの
ACSAに基づくもの(米豪)、米国への技術提供、米国からのライセンス品、米軍への修理、救難・輸送・警戒・監視・掃海に係る協力に関するもの
- 自衛隊等の活動に係るもの
装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送、技術情報の提供
- 邦人の安全確保に必要なもの
公人警護又は自己保存、危険地域での邦人の自己保存

③我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合【指針1(3)】

- 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出 等

8

次に、原則2であるが、原則1に当てはまらないというのは大体のケースですぐに分かると思うので、実務上はこの原則のどこに該当するかということが一つポイントとなるかと思う。大きく三つある。

①は、平和貢献、国際協力の積極的な推進に資する場合ということで、これは主に移転先とその中身がポイントになる。移転先は、外国政府だけではなく、国連やその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関である。これは先ほど説明した南スーダンのケースを踏まえて、政府だけではなく主体も含めている。また、

「平和貢献、国際協力」の具体的な中身についても、通常の平和協力や緊急援助だけではなくて、例えば能力構築とかテロ対策、海賊対策を含め広く定義をしている。ただし、この類型は、政府が主体的に関わるケースが多いと思うので、企業単独で実施するケースはなかなか想像しづらいと思う。

②の安全保障に資する場合は、分解すると四つある。一つは国際共同開発、生産である。これは具体的に定義をしており、政府間の共同開発だけではなく、たとえば外国政府がするものに参加するケースや、ライセンスも含む企業同士の共同生産や、F-35のケースのような部品をユーザー国間で流通し合うシステムに参加する場合、共同開発、生産の前段階で実際に試験品やサンプルの提供、技術情報の回答といった実現可能性調査のためのものも広く含まれ得ると解している。

二つ目の安全保障、防衛協力の強化に資する場合は、たとえば米豪と締結しているACSA（Acquisition and Cross-Servicing Agreement：物品役務相互提供協定）に基づくもの、米国に対する武器技術の提供、米国からのライセンス品の提供、米軍への修理などである。この米軍への修理については、相手が米軍であれば、場所は問わず日本以外にも国外での修理も認め得ると解している。その他には、救難、輸送、警戒、監視、掃海といった分野については、完成品も含め得ると考えているが、用途は救難等の分野に限っており、戦闘機や戦車といったものの輸出までは想定していない。それ以外に、自衛隊の活動に係るものとか、邦人の安全確保に係るものといったものは認め得ると考えている。

③の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合は、たとえば誤送品の返送、返送が前提の見本品の輸出等の形式的に輸出に当たってしまうケースである。

以上が原則2の全体像であるが、すでに述べたように、原則2に当てはまるから全て輸出が認められ得るというわけではない。

6. 新原則の具体的内容(原則3関係)

海外移転後の適正な管理を担保するため、原則として、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける。ただし、以下の場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

1. 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合

- ① 緊急性・人道性が高い場合
- ② 移転先が国連、その関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
- ③ 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合
- ④ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合

2. 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合

3. 部品等をライセンス元に納入する場合

4. 移転される防衛装備の相手国への貢献が相当程度小さい場合

5. 自衛隊等の活動、邦人保護に必要な場合 ※【指針1(2)ウに該当する場合】

6. 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

※【指針1(3)に該当する場合】

9

案件として輸出を認め得る案件に該当しても、移転の可否について、厳格に審査される。また、原則3である適正管理が重要であることは引き続き変わりはない。この適正管理の担保として、原則としては目的外使用および第三国移転への相手国に対する事前同意を義務付ける。これは国際約束を締結するのが通常のケースである。ただ、今まで全てのケースに求めていた平成23年度の官房長官談話の反省も踏まえて、上記1から6に掲げてあるケースは国際約束を締結しなくてもよからうという案件になっている。全体としては国際約束を結ぶための時間的余裕やメリットが少ないケースを並べている。このようなケースについては、仕向先の管理体制の確認ということをもって代替するということを考えている。

7. 仕向先の管理体制の確認の具体的な内容

1. 仕向先の管理体制の具体的な確認方法

- ① 輸出者経由で最終需要者から最終用途誓約書(エンド・ユース認証)の提出を求める
- ② 最終需要者の内部管理体制を文書によって確認する
- ③ 移転先国政府の貿易管理体制等が国際レジームを遵守しているか否かを確認する

2. 移転後の防衛装備が適切に管理されていない場合の対応

必要に応じて、移転先における適正管理の状況について移転者から報告徴収を行うことを含め、情報収集を行う。万一、適正管理が行われていないことが判明した場合は、外為法に基づいて厳正に対処する。

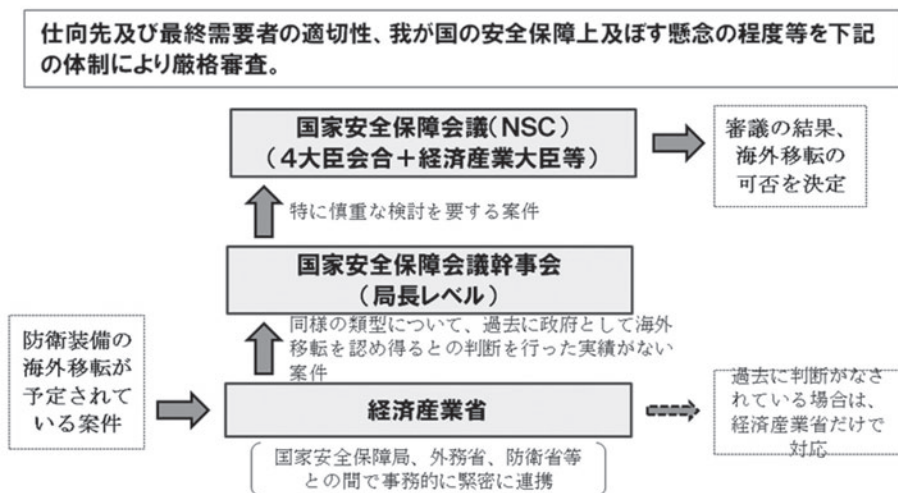
【参考】外為法上の行政処分、罰則等

- 報告徴収(第55条の8)
- 立入検査(第68条) 輸出者等遵守基準(第55条の10から12)
業として輸出を行う者に経済産業大臣が指導・助言・勧告・命令
- 制裁(第53条)
無許可輸出(重大な虚偽申請も含む)は3年以内の輸出禁止
- 罰則(第69条の6以下)
無許可輸出に対し最大10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
(目的物の価格の5倍が1,000万円を超える場合は、罰金は当該価格の5倍以下)

10

この仕向先の管理体制の確認の具体的な方法というのは何かというと、これは実際特別なことが何かあるわけではなくて、通常輸出管理でおこなっていることである。輸出者経由で最終用途誓約書を取る、内部管理体制を確認する、その国の輸出管理レジームの遵守状況を確認する、ということである。ただし、それが適切に管理されてない場合には、外為法等に基づいて厳正に対処していく。

8. 審査体制



※最終的に移転が認められるためには、外為法に基づいて輸出許可申請を
経済産業省に提出し、経済産業大臣の輸出許可を取得する必要がある。

11

以上に述べたような方針について、どのような審査の体制をとり、どのような手続きで進めていくのかについては、実際には三層構造と考えている。上図の真ん中、1階、2階、3階であるが、そこが今回新しくできた個所である。ただ新原則の策定に伴って外為法等の関連法律を変えていないので、経済産業省に申請を出して経済産業省が許可をするという立て付けは変わっていない。具体的には、ある防衛装備の移転が予定されている案件に関して、経済産業省や防衛省等に相談が来たときに、政府としてこれはもうすでに官房長官談話を出した例外化の案件である、何回も輸出を許可した実績があるといったケースであれば、経済産業省が輸出許可申請の審査をすることで許可をするということになる。しかし、初めてのケースであると経済産業省だけの審査ではなく、国家安全保障会議にかけて議論するということになる。その会議のかけ方が局長レベルで済む

のか、大臣級で諮るのか、大きく上に2階部分があるということである。一番上の大臣級で審議された案件は、移転の可否を公表することになる。それが後述の「2件の防衛装備の海外移転を認め得ることとしました」というプレスリリースのことで、4月1日からこの運用が始まって最初のケースである。今後大臣級に上がる案件は、このようなプレスリリースが毎回出るということになる。ここに当てはまるケースであれば、申請をしていただければ経済産業省で輸出審査を経て、許可するものは許可するということになる。

以上が三原則の全体像、大きな説明である。この三原則の本文は閣議決定、その運用指針は国家安全保障会議決定であり、法律と政令みたいな2段階構造になっている。この二つのルールでもって運用していくことになる。

II. 2件の防衛装備の海外移転を認め得ることとしました

「2件の防衛装備の海外移転を認め得ることとしました」という経済産業省のニュースリリースについて説明する。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140717002/20140717002.html>

7月17日に4省庁連名（内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省）のペーパーを公表した。「ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について」では、1. は審議の結果を記述し、2. では三原則の当てはめの考え方を書いている。たとえばペトリオットPAC-2のシーカージャイロは、ライセンス元に輸出するので移転として認め得るということである。それ以外にも安全保障上の懸念の程度や、仕向先の適切性も判断して、我が国の安全保障上の問題はないと判断している。3. は原則3に該当する適正管理についてであるが、シーカージャイロは部品をライセンス元に納入する場合に該当するので、国際約束は要らず、仕向先の管理体制をもって適正な管理を確認するということが書いている。

この点で若干違うのが、次の「英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について」である。具体的には、ミーティアと呼ばれている英国で開発している戦闘機に日本のシーカーに関する技術情報を移転をし、そこで共同研究をするということである。3. について、この場合は、は「防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及びアイルランド連合王国政府との間の協定」というものに基づいて目的外使用および第三国移転について事前同意を英国に義務付けているということができているので、認め得るということになっている。

今後大臣級に上がった案件があればこのようなニュースリリースを出して、今までの官房長官談話に代わる広報に努めていくことにしている。

Ⅲ. 質疑応答

▼Q 1：質問

防衛装備移転三原則への移行に伴い、想定されます審査の対応事例をご提示いただけますでしょうか？
たとえば、米国などの空軍で使用する予定の無人航空機向けにカスタム集積回路の引き合いを米国のボーイングなど民間の戦闘機開発企業からあった場合、経産省に個別申請をして許可される可能性はあるのでしょうか？

その際、米国のボーイングが、その無人航空機を米国空軍にのみへの販売に限定する事は困難で、また、日本政府は、全く、当該の引き合いに関与していない。

▲A 1：回答

審査の対応事例は、個別のケースはケース・バイ・ケースという答えですが、ここに書いてある例で言いますと、まず手順としてはこのカスタム集積回路が武器かどうかを判定するのが出発点です。仮に武器だとすると三原則の案件に該当するかどうかポイントになってきます。このケースは、いわゆる国際共同開発、生産という定義の中に入るかどうかというのがポイントになるかと思います。なお、実際には、原則2に「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る」と書いてあるとおり、案件として積極的な意義があるか否かという観点がポイントになってきます。まずは、我が国としての積極的な意義があるというケースについてのみ認めていこうというのが今のところのスタンスであり、この件についてもその観点からのチェックが必要です。さらに、原則3の適正管理のところも、チェックが必要です。

▼Q 2：質問

米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある国からライセンス技術導入した防衛装備品について、我が国で、技術や部品等に対して独自の改良を加えたものをライセンス元での生産に供するためにライセンス元に技術提供、輸出するという事も、認められ得られるのでしょうか？

▲A 2：回答

前問と同じで、米国なので原則1には該当しないとは思いつつも、原則2の国際共同開発、生産に当たるかどうかということ、そして積極的な意義があるか否かということが判断のポイントになるかと思います。

▼Q 3：質問

適正管理における外為法の根拠条文について

「防衛装備移転三原則の運用指針」の3. 適正管理の確保に、“なお、海外移転後の防衛装備が適切に管理されていないことが判明した場合、当該防衛装備を移転した者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく罰則の適用を含め、厳正に対処することとする。”とあります。

この厳正な対処について、外為法や他の根拠法令・条文をお教え下さい。

▲A 3：回答

基本的には外為法がメインになると思います。他に何かあるかということは、ケース・バイ・ケースであろうかと考えます。

▼Q4：質問

従来は個別例外とされていた品目の情報公開について

新三原則では情報公開がポイントの一つとされ、今回、新たに輸出が可能となった装備の情報公開は当然と思います。

しかし、従来の武器輸出三原則で個別例外とされていた品目(例. 民間航空機に組み込まれる装甲板)についても、今後は輸出される限り、無条件に公開を覚悟せねばならないでしょうか？

装甲板を例にしますと、民間航空機のみならず、国内外のVIP車両に用いられたりしていると推定しますが、その場合に情報公開は想定されていないと思います。

▲A4：回答

情報公開については、国家安全保障会議の大臣級で議論されれば、プレスリリースを出しますが、そういう案件ではない場合は、年次報告での公表になります。ただし、年次報告も今のところ許可の件数や仕向先程度の情報であると考えており、無条件に公開をといるところも、別に企業名を出すといったことは考えおらず、そういう懸念はないと考えています。

▼Q5：質問

1. 「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいうとのことですが、1の項(9)に該当するもので防衛装備に当たらないものの具体例を挙げていただけないでしょうか。たとえば、輸送機、練習機はこれに入りますか？

2. 1の項(9)に該当するもので防衛装備に当たらないものは武器輸出三原則では武器に準じて取り扱うものとし、三原則対象地域以外への輸出も武器が慎むものとしていたので、武器に準じるものも武器同様慎むものとしていました。

防衛装備三原則上での武器に準じるものの扱いとして三原則対象地域以外への輸出を慎むとの表現がなくなったように見えますが、今後1の項(9)に該当品で防衛装備にあたらないものの輸出許可はキャッチオールの確認と転用、転売の懸念がないことが確認できれば積極的に許可されると考えてよいのでしょうか？

注：輸出令別表第1の1の項(9)

「軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品」

▲A5：回答

1の「防衛装備」とは、単純に今までの「武器」および「武器技術」を言い換えたにすぎず、定義は変わっておりません。軍用の航空機の中に輸送機、練習機が入るかどうかは、多分にケース・バイ・ケースということになるかと思いますが、今までと運用は変えておりません。

2で、仮に「防衛装備」ではないと判断がされれば、通常の輸出許可基準に基づき審査されることとなります。

▼Q6：質問

「武器」が「防衛装備品」に名称が変わっていますが、これによって対象貨物・技術の範囲が変わることはないのでしょうか？

従来も武器を広めに解釈することはあったと思いますが、武器の周辺機器も明らかに対象とするということでしょうか？

▲A6：回答

定義は変わっておりません。

▼Q7：質問

部分品の定義について、明確化することはないのでしょうか？

▲A7：回答

部分品についても新たに定義してはならず、今までどおり「他の用途に用いることができるものは除く。」ということかと考えています。

▼Q8：質問

武器輸出三原則の運用を続けた結果、これまでに認めてきた例外化措置が21件あるとありますが、21件を一覧できるまとめた資料はありますか？

▲A8：回答

イメージとしては平成23年の官房長官談話「防衛装備品等の海外移転に関する基準」が、それ以前の例外化措置を包括的に整理したような考え方になっています。そのため、この平成23年度談話と平成25年に出した南スーダンとF-35の2つの例外化措置をまとめたものが移転三原則策定前のものをまとめたものになるかと思っています。ただし、今回の移転三原則も別に今までの三原則の21件の例外化をある種包括的にまとめ直したという側面もあります。

▼Q9：質問

厳格審査について具体的に判りやすく説明していただきたい。

▲A9：回答

Iの「8. 審査体制」をご覧ください。

▼Q10：質問

移転後の防衛装備の適正管理について具体的に判りやすく説明していただきたい。

▲A10：回答

Iの「7. 仕向先の管理体制の確認の具体的な内容」をご覧ください。

▼Q11：質問

原則2において、「安保面で協力関係にある国との国際共同開発」とは具体的にどこの国とのどのような取引を想定したらよいのでしょうか？国の定義と国際共同開発の定義を教えてください。

たとえば、その対象国（安保面で日本と協力関係にある国）で戦闘機を生産している民間会社から構成部品供給の要請を受けた場合はこの原則にあてはまるのでしょうか？

▲A11：回答

「安保面で協力関係のある諸国」という定義は具体的にはなく、ケース・バイ・ケースで判断していくしかありません。国際共同開発の定義は運用指針の中に規定しており、そこを参照していただきたい。

▼Q16：質問

運用指針の「6 その他」の(1)定義で「国際共同開発・生産」とは・・・以下のものを含む、ということですので、ア～カはあくまで例示に過ぎません。ある開発又は生産作業を「国際共同開発」又は「国際共同生産」たらしめる必要条件は「共同性」と思われますが、これは地理的な共同性を言っているのでしょうか？単なる部品の輸出も地理的な共同性がなくてもよいのなら、外国の装備品生産に共同して参画」しているわけですから「国際共同生産」と言えると思いますが、こうした理解でよいのでしょうか？

▲A16：回答

国際共同生産の定義で、地理的な共同性がなくてもという点はそのとおりの理解でいいかと思いますが、実質的にはその参画の度合いによると思います。全く生産に携わってないというのがあれば果たしてこの範囲内か、ここもケース・バイ・ケースでの判断になろうかと思えます。

▼Q17：質問

例示の「エ 我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業と外国企業が共同して行う開発又は生産」とは具体的にどのようなものでしょうか？単純な輸出はここに入るのでしょうか？あるいは単純な部品の輸出は許可対象外なのでしょうか？

▲A17：回答

単純な部品の輸出というの、共同性というのは審査のところでも判断のポイントになると思いますので、実際はケース・バイ・ケースでご相談いただきたいと思えます。

▼Q18：質問

国際共同開発・生産には日本が最終組み立て国となって開発参加国以外にも完成装備品を提供することを想定しているのでしょうか？あるいは国際共同開発・生産とは一部の部品・サブシステムを担当することに限定されているのでしょうか？

▲A18：回答

最終組み立てなのかサブシステムなのかと、そのプロセスの工程のどこを担うかというのは特段問題ないですが、ここに書いてある開発参加国以外にも提供するとすると第三国移転に当たるので、その工程の段階よりも第三国移転の方が厳しいのではないかと考えます。

▼Q19：質問

「防衛装備」に对外直接投資は入るのでしょうか？武器輸出三原則時は、投資も規制されるような答弁もありましたがこの答弁は新三原則には適用されないのでしょうか？

▲A19：回答

防衛装備というのは武器および武器技術で、加えて武器等製造関連設備が三原則の適用となりますが、对外直接投資は適用されません。今までの武器輸出三原則のときは、对外直投も準じるという扱いを所管省庁である財務省はしていましたが、今回の見直しに伴って所管省庁からそういった判断は出されていないので、まだ分からないということです。

▼Q20：質問

現行、特別一般包括にてミリタリー用途のDUAL-USE品の輸出を行う場合、内容により事後報告、事前届出、失効の扱いとなりますが、この点について緩和されるのでしょうか？ たとえば、ホワイト国内で費消されることを前提にこれら手続きが不要となる等。

▲A20：回答

特別一般包括とか手続きに改正を加える予定は今のところありません。

▼Q21：質問

現行、エンドユーザーが防衛省であっても300km超の飛距離を持つロケット用途の場合、特別一般包括許可が失効し個別許可を取得する必要があります。

また、ホワイト国向け民生用（人工衛星打ち上げロケット等）でも同様に300km超の飛距離を持つ場合、特別一般包括許可が失効します。

これらも緩和されるのでしょうか？

▲A21：回答

前問の回答と同じで予定はありません。

▼Q22：質問

防衛装備移転三原則は、旧武器輸出三原則における歴代の官房長官談話によって例外化された事案に対する考え方を整理したものであり、旧三原則との比較において、必ずしも武器輸出の緩和を方向付けるものではないと理解している中、防衛装備移転三原則の運用指針、1（エ）の解釈につき、ご説明いただきたい。情勢変化もあり国の特定が難しい状況と考えますが、例えば、NATO加盟国やシーレーン防衛関係国への、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る武器または武器の部分品の輸出については、事前に両国間の政府または当局が関知しない取引（所謂 民-民の取引）であっても認め得る案件に含まれているのでしょうか。

【防衛装備移転三原則の運用指針、1（エ）】

“我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転”

▲A22：回答

民民の案件であっても含まれ得るかという点は、可能性としてはあり得ますが、我が国として積極的な意義があるか否が一つポイントになるので、そこに政府が関わったほうが好ましいという点は、あろうかと考えます。

▼Q23：質問

防衛装備の開発・製造・販売等を業としていない一般の企業において、輸出管理の観点から留意すべき事項や従来の社内管理体制に追加すべき事項がありましたら、具体的にご指導いただきたく存じます。

▲A23：回答

実務については特段の変更はしておりません。

▼Q24：質問

防衛装備を輸出する企業の社内体制として、通常の輸出管理体制以外に、特別な追加要求はありますか？（今まで防衛装備の輸出経験はありませんでしたので、将来に輸出を行うことになった場合に備えて、何か特別な法令上の追加管理要求があれば、それらの準備を進めたいと考えています。）

▲A24：回答

前問と同じく実務についての変更はありません。

▼Q25：質問

弊社は米国外資系のコンポーネントメーカーで、製品はITAR等の米国独自規制を遵守する必要があります。そのため、現時点では問題なくとも、将来的には米国独自規制により、米国の再輸出許可を得られなかった場合には、弊社製品の提供・輸出をお断りせざるを得ない場合が考えられます。

あくまでも可能性の話ではありますが、このような場合も想定して検討されていますでしょうか？（政府間での交渉・調整が必要になる可能性、その場合の処置フロー等を想定・検討されていますか？）

▲A25：回答

今回の見直しは日本の輸出規制なので、米国の規制をどうこうする立場にはないので、お断りせざるを得ないということであればそうなのだろうと思います。

▼Q26：質問

将来、必要性が見込まれる防衛装備品について、日本の計画と国際共同開発のタイミングがずれているため、日本の計画より先に国際共同開発が行われる場合についても、当該開発への参加は可能ですか？（企業側発案のため、日本国が具体的に調達を計画しない可能性も含めます。）

▲A26：回答

国際共同開発とのタイミングがずれているという点に関しては個別にご相談いただきたい。

▼Q27：質問

国際共同開発中の案件であって、日本国側事情のために日本の調達計画をキャンセルする場合であっても、国際共同開発・生産は継続できますか？

▲A27：回答

継続するか否かは個別にご相談いただきたい。

▼Q28：質問

国際共同開発から撤退する場合、撤退までに発生した開発成果等について、引き続き国外パートナーが使用できることとなりますか？

▲A28：回答

今回のルールで、国外のパートナーの行動を縛るようなものではないので、今の段階で確定的には申し上げられないと思います。

▼Q29：質問

防衛装備移転三原則の策定を契機に、従来の規制についても見直しの予定はありませんか（特に以下の事項）。

- (1) 外為令別表および役務通達における1の項技術については、設計、製造又は使用に係る技術であり、特に、使用において「設計・製造以外の段階をいう。」としているため、不必要な範囲まで技術が規制されていると考える。技術の範囲を、例えば「設計、製造に必要な技術」とし、使用の定義を2の項以下と同様とするなど、必要最小限としていただきたい。
- (2) ライセンス生産品目におけるライセンス元との役務取引について、例えば、部品の寸法ミスを指摘するために寸法を記入した図版や写真をライセンス元に送付することにも許可が必要とされている。しかしながら、このような役務取引は本質的に、安全保障に影響を与えるものではないため、許可不要としていただきたい。
- (3) 貿易外省令第9条第2項第二号において、防衛省からホワイト国に対する役務提供については許可不要とされている。一方で、防衛省の依頼による役務提供（特に工場見学）については許可が必要となるが、防衛省の依頼の範囲については、同様に許可不要として頂きたい。

注：貿易外省令第9条第2項第二号

「令別表中欄に掲げる技術（宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く）を本邦又は外国（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、防衛大臣が行うもの」

▲A29：回答

三原則の見直しに伴って他の部分を変えるという予定はありません。

▼Q30：質問

当初は完成品の輸出を想定していると思うのですが、今後広く解釈して、外国での防衛装備製造のための工場建設や現地ライセンス生産にも適用可能となるのでしょうか。

▲A30：回答

現地のライセンス生産となると法人設立ということになるので、その前に投資という行為が入ると思います。このような直接投資は財務省が、建設工事は国交省が、今まで別途で判断していたことなので、今回の三原則によって直接縛るものではないです。両省庁ともまだここに対する考え方は示していませんので、個別でご相談をしていただきたいと思います。

▼Q31：質問

海上自衛隊の海上救難機US2のインドへの移転に関して、本案件は「防衛装備移転三原則の運用指針」の幾つかある装備移転を認め得る場合の内、どのケースに当てはまるのでしょうか。また、「防衛装備移転三原則の運用指針」を具体化したガイドラインや手続き等が公表される予定があれば教えてください。

▲A31：回答

US-2はまだ申請が来ていないので、断定的なことは言えませんが、可能性としては、原則2の救難、輸送、警戒、監視、掃海の救難に該当するであろうと考えます。ガイドラインについては、今回7月17日に初めて認め得るケースが出たばかりで、まだ政府としても具体化の事例が蓄積されていないので、今時点では公表するという予定はございません。

▼Q32：質問

今後、他の防衛省航空機についても、US2同様の移転案件として認められるのでしょうか。現在当社は、防衛省航空機用の訓練評価器材を生産していますが、これらも将来的に海外へ販売できる可能性があると考えて宜しいでしょうか。また、その可能性の高い国はどういった国でしょうか。

▲A32：回答

US-2をまだ認めたという判断をしていませんので、こうした個別の案件はご相談いただければと思います。

▼Q33：質問

現在当社は米海軍機整備について役務取引許可を取得し実施していますが、将来的に海外での航空機整備も実施できる可能性があると考えて宜しいでしょうか。また、その可能性の高い国はどういった国でしょうか。

▲A33：回答

米軍であれば、海外での整備というところも原則2との関係では入り得ると考えています。

▼Q34：質問

経済産業省殿ホームページでの情報公開について

海外現地法人等の海外からの新三原則に関する問い合わせの際には、経済産業省殿のホームページに掲載されている英語版（2種）を使用して説明することができており大変助かっています。ありがとうございます。

加えて、同ページに掲載のQ&Aについても英語版がありますと現地に対して明快な説明が出来ることが期待されますが、英語版掲載の予定はありますでしょうか。

▲A34：回答

ご指摘はもっともと思いますが、今のところ予定はありません。

▼Q35：質問

デュアルユース品の規制について

防衛装備の輸出を基本的に扱わない企業の関心事は、いわゆるデュアルユース品の軍事用途向け輸出についても規制（包括許可取扱要領等）の変更があるのか、経済産業省殿の対応に変化があるのかという点になります。これら変更・変化について、可能性も含めて現時点で見えていることがあれば可能な範囲でご教示いただきたいと思います。

▲A35：回答

デュアルユース品の規制については、改正の予定はございません。

▼Q36：質問

用語について

「防衛装備移転三原則の運用指針」の1項(2)に“米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国”との用語がありますが、具体的には米国以外に何処の国を指すでしょうか。

▲A36：回答

協力関係のある諸国というのは具体的な定義というのは現在ありません。

▼Q37：質問

パリの展示会で武器輸出販売の姿勢が出されました。

武器でさえ輸出する姿勢になったところ、一般の工作機械について軍用途のチェックは変更ないかとの海外からの問い合わせが予想されます。従来と変更がないと回答する予定ではあるが、模範的な回答を示していただきたい。

▲A37：回答

制度の改正は行っていません。

▼Q38：質問

武器の定義として『輸出令別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの』が示されています。

(ア) これによれば、兵員輸送用のトラックは直接戦闘の用に供されるものではなく武器ではないと考えられるがいかがですか。

(イ) 兵員輸送用のトラックが武器でないとするれば、この部品を製造する設備は、武器製造関連設備には当たらないと考えてよいでしょうか。

▲A38：回答

(ア)の兵員輸送用のトラックですが、武器性の判断は、その用途なり形状、特性等から判断することになりますので、用途が輸送用だから全部武器ではないというわけにはならないと考えています。迷った事例があれば、ご相談いただきたく思います。(イ)も同様です。

▼Q39：質問

トヨタのランドクルーザは機関銃の台座をつけて戦闘用車両として使用されている報道がありました。しかし、この部品を造る工作機械が軍用途と言われたとの話しはありません。

一部の生産物が軍用途に転用されるとしても、その多くが民生用途であれば、軍用途の確認は省いてもよいと考えるのがいかがですか。

▲A39：回答

工作機械は、民生用の部品を作る工作機械であれば、武器の関連設備に当たらないと考えていますが、ここもやはり工作機械の形状、特性からして武器製造用だと判断をするケースもあり得ますので、一概にこういうふうには言い切れるかどうかは判断できないと考えています。

▼Q40：質問

海外の顧客より日本は武器製造のために工作機械を販売出来るようになったのかと質問を受ける機会が増え、対応に苦慮しています。経済産業省のHPにも条件が発表されていますが、申請手続方法について詳細を発表してもらわないと、簡単に許可されるものと誤解されています。

許可の対象から申請手続方法、そして輸出後の履行義務まで詳細を説明していただきたい。

▲A40：回答

こうした詳細の手続きはホームページなりで公表していると考えています。

▼Q41：質問

「輸出令別表第1の1の項(16)に「兵器の製造用に特に設計した…」と規定されていますが、ここで述べられている「兵器」の対象範囲は防衛装備移転三原則のもとで、どのように理解すればよいのでしょうか？

「兵器」＝防衛装備移転三原則中で定義されている「武器」と考えて良いのでしょうか？

▲A41：回答

ほぼこの三原則の武器というふうを考えて差し支えないと思います。

▼Q42：質問

現在、武器（1の項）の許可申請の手続きについては、クレーム輸出以外の場合は、明確に定められておらず、武器のクレーム輸出以外の個別案件については、安全保障貿易審査課に問い合わせくださいとあるだけです。だから、この新原則のうち、原則2と3をある程度パターン化した形で、たとえばこういう場合であればこのような誓約書が必要です、これは政府間の協定を締結したので申請してもいいですというように、許可申請の手続きの明確化を、これから図る必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか？

▲A42：回答

ご指摘のとおりかと思いますが、今年4月以降運用してきて、まだ実質3カ月ちょっとであり、まだ政府としてもある程度体系化して整理するだけの材料がないというのが実態です。たとえば協定の締結が必要なのかという点でも、米、英、豪の3カ国は協定があるので、この3カ国との何かの案件であれば、協定に基づく範囲内か外かという判断だけで済むとは思いますが、それ以外の国とは今フランスとは交渉中ですが、それ以外の国とはまだそもそも協定自体がないので、案件としてそのような国と新規になると、まずは国際約束結んでから、ということになると思います。

▼Q43：質問

これまで移転した防衛装備の具体例の写真をみると、土木工事の機械にしか見えませんが、これはやはり防衛装備になるのでしょうか？

▲A43：回答

たとえば、中型ドーザーとかバケットローダーは実際工事現場で使っているそのものではなくて、後ろに銃を載せる銃座が付いているので防衛装備に当たると判断しております。巡視艇も海上保安庁が使っていますが、銃座なりそういったものが付いているので全体としては防衛装備という判断を過去にしているということです。

▼Q44：質問

7月17日に発表されました「パトリオットのシーカージャイロの移転について」の、ジャイロの移転について「そのため最終需要者である米国企業からジャイロの管理体制を確認する、それからPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等、その管理体制についても確認する」とありますが、これはすでに確認したということではなくて、これから確認するということ。それから、この確認するという主体は日本政府であって、個別の日本企業ではないという理解でよろしいのでしょうか？

▲A44：回答

そのとおりです。

▼Q45：質問

Iの「8. 審査体制」に関して明記いただきましたが、企業側から見ますと、たとえば経済産業省だけの審査期間というものが、1の項以外に関しては約3週間という形で期間を明示されています。こういう三つの体制のときに、今はっきりしたことは言えないと思いますが、たとえば相談に行ったときに概ねどのくらいの期間がかかるのか、ビジネスを進めるときにタイミングを逃さないために、ある程度の期間の目途が知りたいのではないかと思います。今すぐではなくともいいのですが、相談に行ったときにどのくらいの期間がかかるのか、これは過去の事例にあったものなのかどうかという内容をお示しいただけるのかどうかというのが第1点目。

第2点目に関しては、取引が成立する前の段階で、事前相談という形で行くと思います。どの段階でというか、こういう引き合いがあるのだけれども、とある程度情報を持って相談に行ったほうがいいのか、契約前の段階でご相談に行ったほうがいいのか、企業としてみれば、ぜひ知りたいところではないかと思います。

▲A45：回答

1点目の審査期間については、ご指摘のとおりその標準的な期間が定められればいいというのはありますが、この審査期間というのは2種類あると思っています。移転を認め得る案件としてプレスリリースを出すまでの期間と、経済産業省に申請が来て経済産業省が許可を発給するまでの期間。後者は今までの実務で行われているのとそんなに変わらないと思いますが、審査期間は原則として90日以内ということになっていると思います。前者については、正直読めないというのが実態で、そこは質問の2とも関わりますが、ご相談は前広にいただいたほうがいいと考えています。

申請の相談の窓口も、経済産業省の安全保障貿易管理課だけではなく航空機武器宇宙産業課という、いわゆる業として防衛産業を背負っているところですか、自衛隊装備の関連でということであれば防衛省等いろいろあると思います。経済産業省、防衛省、外務省、内閣官房の4省庁については、現在進行形でずっと連絡を取り合っていますので、どういう案件がどこに相談行ってもある程度は集約できるようになっています。ですので、早めにご相談いただくのがいいのではないかと思います。

▼Q46：質問

三つ質問があります。

先ほど国際共同開発生産と輸出の違いで、参画の度合いによってケース・バイ・ケースというお話がありましたが、輸出と国際共同開発、この区別するそのポイントというのはどういうところにあるのかを教えてくださいというものが第1点。

それからもう一つ、運用指針にわが国の安全保障に積極的な意義があるという表現がありますが、非常に日本から遠い国、たとえばニュージーランドとか北欧とか、そういった国に何かものを輸出するとしたらあまり安全保障上の意義はないのではないかと、そういうのも駄目ですかとある説明会で聞きましたら、防衛装備の生産が増えて、防衛基盤が強化されるなら積極的な意義があると考えられると、こういうご意見をいただきましたが、そういう理解でよろしいのでしょうかという2点目でございます。

最後に、7月17日の発表に、「2件の防衛装備の海外移転を認め得ることとしました」とありますが、この「得る」が付いているのはどのような意味合いがあるのかと。もう1回何か判断が行われるのかどうかということでしょうか。

▲A46：回答

1点目の国際共同開発生産なのか、単純な輸出なのかは、明確な線がありません。実際その運用指針の「6 その他」の(1)に、国際共同開発生産の定義が書いてあります。「以下のものを含む。」とあって、アからカまでありますが、例示なので、当然ここに書いてあるものはここに入りますが、明確な定義というのはここからここまでと引かれているわけではないのです。ただ、共同開発や生産の実態が我々として確認できないと、認め得るという判断はしづらいかと思います。

2番目のところで、今回は米国と英国でしたけれども、その次はということで、たとえば、協定を締結しているオーストラリアということがあるかとは思いますが、最終的には、移転先の国と移転するものを踏まえて総合的に判断せざるを得ないと思います。

3点目の「認め得る」というところは、最終的には経済産業省として輸出許可が必要だということを踏まえての表現です。たとえば書類が整っていないといった理由から経済産業省として輸出許可ができないというケースはあります。その点を踏まえて100パーセント認めたわけではないということです。

▼Q47：質問

許可の要否を判断する際、大臣レベルでの審査が不要な案件については年次報告を行うとのことですが、その内容としては、今先ほど聞いた仕向地と件数以外に、決まっているのでしょうか。たとえば1の項といっても(1)から(17)までであるので、項番の括弧毎に分類した項番まで分かる情報を提供して下さるのか、また、件数といっても、何をもって1件とするのか教えてください。申請ごとに1件とするのか貨物ごとに1件とするのか。

そのような情報が提供されれば、許可申請する前に、輸出者がその申請に対して、許可が下りる可能性があるのか、ある程度、予測することができるようになると思います。

▲A47：回答

まず前提として、まだこの年次報告でどういうレベル出すかというのは決まっています。今申し上げたとおり、想定しているのは仕向先と、件数というのは輸出許可の件数です。どういうレベル感でというのは、まだ案段階ですが、三原則上認め得る案件というのは幾つか例示されていますので、この案件、たとえば国際共同開発関連でどこどこ国向け何件とか、そういうベースだろうと思っています。個別の貨物ごとにすると確かにその透明性は上がるかと思いますが、一方で、出し過ぎても果たしていいのだろうかということもあります。仕向先を出すということは相手国にとっては、日本からの輸入の件数を出すということにつながります。相手国との関係もありますので、全部が全部出せばいいとは思っていません。

▼Q48：質問

Q.47の続きですが、報告する項目が決まったら運用通達等でその旨を規定するというような可能性はありますか？

▲A48：回答

通達を変えるかということまでは今想定していません。来年のちょうど今ぐらいの時期に出てくると思いますが、それ以前にたとえば通達なり何なりでこういうものを公表するつもりですということを出す予定は今のところないです。

▼Q49：質問

Q47とQ48の続きですが、許可基準について、1の項についての特別な許可基準も、特に公開する予定はないということですね？

▲A49：回答

許可基準は書ける範囲で指針なりに書いていますので、もっと細かく必要だとことがあれば、多分その指針を変えることで対応していくことになると思います。

▼Q50：質問

共同開発に至る前にもある程度基本取引がなければそこに踏み込めないと思いますが、その場合の基本取引についてこの共同開発と同じ枠で審査されるのでしょうか？それとも従来の枠の中でこういった検討をしたいからということで申請をすると、そういった形になるのでしょうか？

▲A50：回答

共同開発が予定されているその前段階での、たとえば技術情報の提供なりというところは、その開発段階、生産段階に移るときとは別だと思っています。英国のケースは、これは共同研究と書いていますが、実際にはシミュレーションなのでまだ実際にものを試作するという段階にはないレベルでの話です。だから、英国のケースでも実際ミサイルを今度本当に作りに入りますとなったときに、物が移転する場合は別途判断が必要になるケースはあると思います。

▼Q51：質問

集団的自衛権の閣議決定も関係して、この辺の三原則になんらか影響というのはあるのでしょうか？

▲A51：回答

基本的にはありません。ただ集団的自衛権の関連法案が出されて、自衛隊の活動範囲が変わってくれば、それに伴って武器の輸出を伴うケースというのは論理的には増えてきますが、基本的に自衛隊が行う活動であれば包括的に認め得るとしているのです、おそらく三原則を改正することはないと思っています。